

令和5年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。

令和5年度の受付状況をお知らせします。

1 受付状況

（1）情報提供件数

19件（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

食品分類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合計
4	2	4	8	1	19

情報区分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合計
11	0	2	0	6	19

関係法による分類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合計
8	5	1	5	19

結果		
調査		他県等への情報回付
指導あり	指導なし	
0	10	9

2 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
米に賞味期限の表示がなかった。	食品表示法の食品表示基準において、米は生鮮食品とされています。そのため、賞味期限は義務表示事項ではありません。
購入した加工食品の原産地表示に「輸入」と記載されていた。これではどこ産かわからない。	食品表示法の食品表示基準において「輸入」のように、例外として原産地の大括り表示が認められる場合があります。 原産地表示は国別重量順表示が原則ですが、過去の実績等から見て、表示する時点を含む1年間で3か国以上の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難な場合に限り、大括り表示が認められます。その際には、根拠資料を事業者で保管しておく必要があります。 具体的に原産地を知りたい場合は、表示責任者である販売者または製造者へお問い合わせください。